諮問日:平成28年7月19日(平成28年度(最情)諮問第12号)

答申日:平成28年12月2日(平成28年度(最情)答申第35号)

件 名:後見事件管理プログラム操作マニュアルの一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

後見事件管理プログラム操作マニュアル(以下「本件対象文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長がその一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年6月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(以下「法」という。) 5条6号に規定する不開示情報に相当するかどう か不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 本件対象文書中の不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)は、 裁判所が管理する後見事件のデータベースの内容及び種類並びに後見事件管理 プログラムのシステム構成を推測できる情報である。これらは、公にすること により、サイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、 情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがあるから、法5条6号に 規定する不開示情報に相当する情報であると考えられる。したがって、取扱要 綱記第2の2に該当し、不開示とすべきである。

- 2 また、本件不開示部分の一部には、上記1の理由に加えて、裁判所が行う後見監督の方針等を具体的に推測できる情報でもあるものが含まれている。これは、公にすることにより、裁判所による監督を免れようとする者等に利用される可能性があり、後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられる。したがって、当該部分は、取扱要綱記第2の2に該当するから、この理由によっても不開示とすべきである。
- 3 したがって、本件対象文書の一部を不開示とした原判断は、相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は,本件諮問について,以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年7月19日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年8月29日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年9月30日 最高裁判所の職員(事務総局情報政策課参事官)から口頭説明聴取、本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書の見分の結果及び最高裁判所職員の説明の結果を総合すると、本件対象文書は、「後見事件管理プログラム操作マニュアル」と題する文書であり、家庭裁判所において後見事件を管理するために使用している情報処理システムである後見事件管理プログラム(以下「本件システム」という。)の操作方法について、業務の内容に沿って説明するために、最高裁判所事務総局家庭局において作成されたものであると認められる。

最高裁判所事務総長は、本件対象文書の一部について、法5条6号に規定す

る不開示情報に相当する情報が含まれているとして,取扱要綱記第2の2に基づき,不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書に不開示情報が記録されているのか不明であるとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が相当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分の結果及び最高裁判所職員の説明の結果を踏まえ、原判断において不開示とされた部分の不開示情報相当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報相当性について

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、本件システムに係るプログラムの画面を図示した部分等多岐にわたることが認められ、口頭説明の結果によれば、本件不開示部分には、本件システムのシステム構成を推測することができる情報や、裁判所が管理する後見事件のデータベースの種類及び内容等の情報が記録されていることが認められる。情報システムについては、一般的に外部からの攻撃の可能性があり、システムの詳細を公にすることには情報セキュリティの確保の観点から慎重であるべきところ、本件不開示部分に含まれる情報は、上記のとおり本件システムの構成や内容にかかわるものであるから、これらを公にすると、外部からのサイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者による攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがあるとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。そうすると、これらの情報を公にすると、裁判所における後見事件の管理その他の情報システムを使用した事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分については、これを公にすると後見監督事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討するまでもなく、 法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、取扱要綱記第 2の2に基づきこれを不開示とした原判断は、妥当である。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件対象文書につき、その一部に法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分はいずれも同号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人